

青色申告説明会

農業者を対象に青色申告に関する説明会を開催します。

《 対象者 》 農業所得の税申告を行っている農業者。
青色申告へ移行を検討している方は、ぜひご参加ください。

《申し込み》 参加される方は、事前に各会場の申込み先へ
電話で申込み願います。

《 料 金 》 無料です。

開催日時	開催場所	連絡先
令和8年 1月23日（金） 午後2時	県南支所 会議室 角田市角田字町田113	県南支所 0224-63-2012
1月28日（水） 午前10時	中央支所 研修室 大崎市三本木字大豆坂24-3 (三本木総合支所2階 研修室4)	中央支所 0229-87-8272
1月28日（水） 午後2時	栗原市市民活動支援センター 築館総合支所 2階多目的室 栗原市築館伊豆二丁目6番1号	県北支所 0220-22-8414
1月29日（木） 午前10時	石巻市河北総合センター ビッグバン 視聴覚室 石巻市成田字小塚裏畑54番地	県北支所 0220-22-8414
1月29日（木） 午後2時	県北支所 会議室 登米市迫町森字平柳34-88	県北支所 0220-22-8414



農業経営者のみなさん

青色申告

を始めましょう

青色申告は かんたん！

青色申告を始めるには、
まず何をすればいいの？



青色申告には、複式簿記の他に
簡易な方式があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳を整備し、**日々の取引を残高まで記帳**すれば行えます。

※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。
※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の**3月15日**までに所轄の税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

メリットも ○ **最高で65万円**の特別控除 たくさん！

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。
青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**

「**正規の簿記**」の場合は55万円（電子申告の場合65万円）を、「**簡易な方式**」の場合は10万円を一定の要件の下で所得から控除可能です。

- 損失額の繰越しと繰戻しができます
- 専従者の給与額を必要経費に算入できます
- **農業経営基盤強化準備金制度**が使えます

収入保険に 加入できます

 「もしも」にそなえる、
収入保険 あなたへのエール。



農業収入の減少を幅広く補償します

○ 加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば加入できます

※ 令和8年分から青色申告を始める場合は、令和9年から収入保険に加入することができます。